

第 13 号様式（第 31 条関係）

大磯町監査公表第 9 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定より、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 30 年 8 月 7 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 奥津 勝子

## 監査結果報告書

1. 監査の種類  
定期監査

2. 監査の対象部課等  
産業環境部美化センター

3. 監査の範囲及び事務  
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに執行された平成 29 年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間  
平成 30 年 6 月 2 日から平成 30 年 7 月 11 日まで

5. 監査の方法及び監査項目  
平成 30 年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。  
なお、監査に際しては、監査対象課である美化センターより監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

6. 所掌事務の概要  
一般廃棄物の収集、処理及び処分、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可等、一般廃棄物処理手数料の賦課及び徴収に関する事務、美化センターの管理運営に関する事務等を行っている。

7. 監査の結果  
平成 29 年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。  
なお、職員の働き方改革の観点から、振替取得について管理者は、振替制度に鑑み、その取得に対し特に留意すべきである。

(要望)

- ・美化センターは特殊な施設であることから、リスク管理の観点から業務に支障を来さないよう、体制整備に努められたい。